

大分県報

令和二年
第一一七号
六月二十三日

（火曜日）

目次

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
令和二年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託……………	二
公 告	三
開発行為の完了……………	二

○告 示

大分県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パークプレイス大分

大分市公園通り西二丁目一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 株式会社ストライプインターナショナル

代表取締役 石 川 康 晴

岡山県岡山市北区幸町二番八号

外八十者

変更後 株式会社ストライプインターナショナル

代表取締役 立 花 隆 央

岡山県岡山市北区幸町二番八号

外八十二者

4 変更の年月日

令和二年四月二十日

二 届出年月日

令和二年五月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年六月二十三日から同年十月二十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十月二十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり令和二年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和二年六月二十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 受託者の住所及び名称
大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五
公益財団法人森林ネットおおいた
理事長 重 本 悟
委託期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年六月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
杵築市大字杵築字本丸一番の一部並びに字城山十五番二十七並びに字グンジカタ十七番一ほか一筆並びに字北浜六百六十五番一ほか六筆及び六百六十五番百九十六ほか七筆の各一部（二工区）
- 二 開発区域の面積
一万五千四十四・一三平方メートル（二工区）
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
杵築市大字杵築三百七十七番地一
杵築市長 永 松 悟
- 四 完了検査年月日
令和二年五月十三日